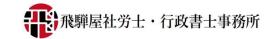


従業員を初めて雇用したときにすること。

飛騨屋社労士事務所

何も対応しないと・・・



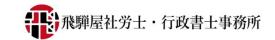
従業員を雇用して・・・



皆辞めてしまった!



会社としてしておく事



労働保険の新規適用

従業員(パート、アルバイ トにも適用)を1人でも雇 い入れた場合に手続が必要。

- 「一元適用事業」労災保 険と雇用保険の保険料の申 告・納付等を両保険一本と して行う
- ・「二元適用事業」その事 業の実態からして、労災保 険と雇用保険の適用の仕方 を区別する必要があるため、 保険料の申告・納付等をそ れぞれ別個に二元的に行う

雇用保険適用事業所の手続

労働保険の手続きが済ん だら雇用保険適用事業所 の手続き

労働保険の成立の書面 が必要になるため、労 働保険から適用させる 必要があり

3

社会保険の新規適用

社会保険の適用は、2パターン あります。

- (1) 法人事業所で常時従業員 (事業主のみの場合を含む) を使用するもの
- (2) 常時5人以上の従業員が 働いている事務所、工場、商 店等の個人事業所

従業員の入社時にやる事

1

雇用契約書を作成する

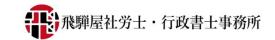
- •労働契約の期間
- •就業場所
- •業務内容
- •始業、終業時刻
- •休憩時間
- •休日、休暇
- •賃金の計算方法、締日支払日
- ・解雇を含む退職に関する事項

2

手続・入社に必要な書類を提出してもらう

- ・雇用保険被保険者証
- ・年金手帳
- ・源泉徴収票
- ・給与所得者の扶養控除等(異動)申告書
- ・マイナンバーカードの表裏のコピーまたは、通知カード+身分証明書のコピー
- ・健康診断書(採用前3ヶ月以内に受診)
- ・給与の振込先がわかる書類
- ・通勤手当がある場合は通勤経路がわかる書類

従業員の入社後にする事



1

社会保険加入手続き

雇用保険・健康保険・厚生年金などの手続きをする。

給与

- 賃金の決定
- 賃金の支払い 通貨、直接、

全額、毎月定期

給与明細

勤怠

- 労働時間
- 時間外労働
- 休日労働
- 36協定
- 休憩

年休

- 年次有給
- 付与日数
- 取得管理
- 5日以上取得

(10日以上付与)

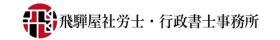
法対応

- ハラスメント 対策
- 育児介護
- 過労死防止

退職

- 退職
- 解雇
- 契約期間満了
- 定年

大きく分けて二種類



	手続き	管理
会社	適用関係 雇用保険適用 社会保険適用	・人事管理:人材の処遇を管理・労務管理:労使関係、労働条件を管理・勤怠管理:労働条件の中でも特に、労働時間や休日などの分野を管理
個人	雇用保険 加入 社会保険 加入	•雇用契約書作成 •勤怠管理